流山市教育委員会いじめ防止相談対策室

# スクールロイヤーだより

令和4年度第4号(令和4年11月発行)

※これまでの号はこちらから読めます! →



# 今年度のいじめ防止研修から

今年度のいじめ防止研修では、「いじめが起きにくい環境」に ついて、先生方に話し合いをしていただきました。 その際に出た意見の中から、一部をご紹介します。



## ● 見守り

Q

- 担任以外の先生も教室に入って 見守りができる
- 死角になりやすい場所の見回り
- 子どもの変化に気づいて声を 掛ける
- 子どもに「見てくれている」「守られている」と思ってもらえるように取り組む
- 学校で起きていることを保護者 も知っている

#### ● 教室や学校内の環境

- ・ 教室内が整理整頓されている
- 掲示物をきれいに、丁寧に貼る
- ・共有部分(トイレ等)もきれいに

#### ● 教職員自身の姿勢

- からかいやちょっかい、悪い言葉などがあればその場で指導する
- ・ 教師自身が正しい言葉を使う
- 子どもの呼び方(「おまえ」と言わない)
- 子どもとのコミュニケーションを 大事にする
- 子どもを公平に扱う
- 大人もルールを守る
- 学年の初めにいじめを許さない 姿勢を伝える

#### ● 授業

- 認められる場面、活躍できる場面をつくる
- できたことや頑張ったことを認める
- 話を聞く姿勢や視線を見ていく
- ・自由な時間と取り組む時間の 区別をつける
- 間違えることは恥ずかしくない という雰囲気をつくる
- 発言や発表への冷やかしがないよう指導していく

### ● 児童生徒に求めていくこと

- お互いのいいところを認め合える
- ・自分とは違うことも尊重する
- いやなことはいやだと言える
- マナーや思いやり、相手への伝 え方を考える
- 言葉づかい(ちくちく言葉・ふわ ふわ言葉)
- いじめの定義を子どもにも周知
- いじめが良くないという価値観 を何度も共有していく

いじめアンケート等で、鼻や股間など自分の体の一部を触る癖がある子に対して「見ていて嫌だ」という訴えが出ることがあります。このようなケースも、児童生徒が苦痛を訴えているため、「いじめ」として学校いじめ対策組織への報告や保護者への連絡等の対応を行う必要があるでしょうか?

自分自身の体を触る行為は、他の児童生徒に対して行う行為ではないので、「いじめ」の定義には当てはまりません。 (※SLだより令和4年度第1号に掲載の「いじめの定義」参照。)

ですが、①児童生徒が「嫌だ」という気持ちを訴えてきていること、②このようなケースはいじめに繋がるリスクが大きいことから、看過できません。

現時点では「いじめ」ではなくても、例えば、体の一部を触った手で他の児童生徒を触り、触られた児童生徒が苦痛を感じたら、触った側には悪気がなくても「いじめ」になります。

また、このようなケースでは、嫌がられている児童生徒がいじめの被害者になるリスクが大きく、 注意が必要です。周りが不快に感じるような行動をしてしまう児童生徒は、避けられたり、冷たい態度を取られたりすることがあります。さらに、周囲の児童生徒に同じ気持ちがあると、複数人や学級全体からのいじめになってしまうこともあります。

国の『いじめの防止等のための基本的な方針』別添2の「いじめの防止」には、「学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導等を組織的に行う。」と記載されています。設問のケースでは、いじめを防止するために組織に報告し、組織的に対応する必要があります。

なお、体や衣服が不潔、髪を洗っていないなどの汚れやにおい等が嫌だ、などもいじめのリスク要因となりますが、これらの場合には虐待も疑われますので、組織で情報を共有して、通告等の適切な対応を行ってください。